# 衆議院法務委員会ニュース

【第201回国会】令和2年5月26日(火)、第11回の委員会が開かれました。

- 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件
  - ・森法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者) 葉梨康弘君(自民)、階猛君(立国社)、山尾志桜里君(立国社)、後藤祐一君(立国社)、藤野保史君(共産)、串田誠一君(維新)

(質疑者及び主な質疑事項)

# 葉梨康弘君 (自民)

黒川前東京高等検察庁検事長の不祥事

- ア 黒川前検事長の賭け麻雀は賭博罪に当たり得ると21日の取材に対して発言した法務大臣の真意
- イ 黒川前検事長の賭け麻雀は社会通念上も犯罪に問うまでは認められないと認定したのではないかと の考えに対する法務省の見解
- ウ 黒川前検事長の賭け麻雀は国家公務員法における懲戒処分の対象となる賭博行為として認定したか 否かの確認
- エ 国家公務員倫理規程における利害関係者に新聞記者が該当するか否かについての人事院の見解
- オ 黒川前検事長が新聞記者から麻雀中に飲食の提供を受けたことの問題性についての法務省の見解
- カ 黒川前検事長に支払われる退職手当の額及び国家公務員法における懲戒処分である戒告や減給を受けた場合の退職手当の減額の有無についての法務省の見解
- キ 黒川前検事長に対する処分を決定した者を含めた訓告処分に至るまでの経緯

#### 階猛君(立国社)

黒川前東京高等検察庁検事長の不祥事

- ア 黒川前検事長の退職手当の減額の有無
- イ 自己都合退職の場合と通常の定年退職の場合の退職手当の差額
- ウ 退職手当の額の例として答弁のあった 5,900 万円は減額後の額か否かの確認
- エ 検察への信頼が失われた原因についての法務大臣の見解
- オ 検察への信頼回復のために勤務延長の解釈変更を撤回する必要性
- カ 黒川前検事長の勤務延長の閣議決定を取り消し、閣議決定に関わった者が責任を取る必要性
- キ 検察官の廉潔性への信頼が失われたか否かについての法務大臣の見解
- ク 自ら清廉潔白でなければならない検察官が賭け麻雀を繰り返していた事実を秘して勤務延長に同意 をした点を考慮した結果が調査結果及び処分の理由書で触れられていない理由
- ケ 検察への信頼を回復するため、黒川前検事長の退職手当の支給の差止めを行う必要性
- コ 国家公務員退職手当法第 13 条第 2 項の規定に基づき退職手当の支払差止処分を行うべきとの考え に対する法務大臣の見解
- サ 賭け麻雀の常習性についての再調査をしないうちに退職金の支払をすることが国民一般の理解を得 られるか否かについての法務大臣の見解
- シ 訓告の処分権者ではない法務省が訓告のための調査を行う権限があることについての法令上の根拠
- ス 法務大臣が内閣の指示により検事総長に対し調査を行わせたのではなく、法務大臣自ら調査を行っ たか否かの確認
- セ 国家公務員法第82条第1項各号のいずれかの懲戒事由が認定されたか否かの確認
- ソ 黒川前検事長は退職しているにもかかわらず同項第2号の「服務の厳正を保持し、又は当該職員の職務の履行に関して改善向上を図るため必要があると認められるとき」との要件を満たすとした理由

タ 服務の厳正を保持するという訓告の要件はその任にあり続けることを前提としているにもかかわら ず黒川前検事長の辞職を認めた理由

### 山尾志桜里君(立国社)

- (1) 中国政府による香港への国家安全法の導入
  - ア 中国政府による香港への国家安全法導入の動きに対する法務大臣の事実認識及び評価
  - イ 重大な国際的な人権侵害行為に対して国会主導で調査を要求したり制裁を課したりすることを可能とする法制度の必要性に対する法務大臣の認識
- (2) 検察官の勤務延長
  - ア 2月 10 日の予算委員会における山尾議員への答弁で法務大臣が検察官の勤務延長を可能とする 法解釈の変更が行われた事実に言及しなかった理由
  - イ 2月 10 日の予算委員会における山尾議員への答弁で法務大臣が検察官の勤務延長はできないと する従来の政府見解に言及しなかった理由
  - ウ 2月 10 日の予算委員会における山尾議員への答弁で法務大臣が従来の政府見解を知らないと述べた理由
  - エ 検察庁法に関する重要な解釈変更についてはたとえ質問されなくとも委員会審議を通じて国民に 知らせる義務があるとの考えに対する法務大臣の認識
  - オ 解釈変更の限度を超え、かつ、実施時期を意図的にずらした可能性のある解釈変更に基づく黒川 前検事長の勤務延長を決めた1月31日の閣議決定を撤回する必要性
  - カ 検察庁法を改正して検察官に定年延長と「役降りの特例」を導入する必要性についての法務大臣 の見解
  - キ 検察官の定年延長と「役降りの特例」を必要とする立法事実
  - ク 黒川前検事長の辞職により生じた捜査や公判への支障の内容
  - ケ 黒川前検事長の勤務延長を行うこととした具体的な事情について説明責任を果たす必要性
  - コ 定年延長と「役降りの特例」を制度化する目的に内閣による検察人事を通じて民主的統制を図る ことが含まれるか否かについての法務大臣の見解
  - サ 定年延長と「役降りの特例」を制度化する目的に内閣による検察人事を通じて民主的統制を図る ことは含まれないとするコの答弁と5月15日の内閣委員会及び同月22日の法務委員会における国 民主権の下に内閣による検察人事を通じて民主的統制を図るとする答弁との整合性
  - シ 内閣が検察官の人事権を持つ目的には民主的統制が含まれるのに対し内閣が勤務延長の判断を行 う目的には民主的統制が含まれない理由
  - ス 検察庁法の改正を含む「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を廃案にする可能性について の法務大臣の見解

#### 後藤祐一君(立国社)

# 黒川前東京高等検察庁検事長の不祥事

- ア 国家公務員法第99条に規定する信用失墜行為への該当性
- イ 国家公務員法第82条に規定する懲戒処分ができる3つの場合全てに該当することの確認
- ウ 人事院作成の「懲戒処分の指針」にある「標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合」への本事案の該当性
- エ 「懲戒処分の指針」にある「標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合」 として挙げられている「非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高い とき」、「非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき」、「処分の対象となり得る複数の異なる 非違行為を行っていたとき」にそれぞれ該当するか否かの確認

- オ 「懲戒処分の指針」の標準例より軽い訓告処分とした理由は「反省している」「これまで勤務態度が よかった」だけであることの確認
- カ 賭け麻雀を行ったとして自衛官が懲戒処分となった事例におけるレート等の金額の多寡や頻度等
- キ 処分を決めるに当たって賭け麻雀で懲戒処分となった他省庁の事例を調査したか否かの確認
- ク 処分を決めるに当たって賭け麻雀で自衛官が懲戒処分となった事例を考慮していないことの確認
- ケ 処分を決めるに当たって賭け麻雀で懲戒処分となった過去の事例を網羅的に調査したか否かの確認
- コ 過去3年間行っていた全ての賭け麻雀においてレートを調査したか否かの確認
- サ 過去3年間行っていた全ての賭け麻雀のうちレートを調査した回数
- シ 過去3年間行っていた全ての賭け麻雀におけるレートの調査の方法
- ス 過去3年間行っていた全ての賭け麻雀におけるレート以外の賭博的要素の調査の有無
- セ 賭け麻雀が行われた場所との往復で黒川前検事長が利用した交通手段
- ソ 黒川前検事長が利用した交通手段の調査結果について法務大臣が答弁を差し控えるとする理由
- タ 法務省と内閣との協議で黒川前検事長への処分内容が実質的に決まったのか否かの確認
- チ 法務省と内閣との処分に関する協議結果の内容
- ツ 法務省と内閣との協議において処分内容は議論されなかったことの確認
- テ 法務大臣が設置するとしている刷新会議の検討事項の内容
- ト 後任が東京高等検察庁検事長に就任したことによって業務遂行に重大な障害はなくなったことの確認

## 藤野保史君(共産)

#### 黒川東京高等検察庁検事長の不祥事

- ア 懲戒処分は任命権者が行うとする国家公務員法第84条の趣旨
- イ 懲戒処分権者でない者が懲戒処分をすることの危険性に対する法務大臣の認識
- ウ 検事長に対する懲戒処分権限を有するのは任命権者である内閣だけであることの確認
- エ 「内閣で決定された」との5月22日の法務大臣記者会見での発言について、その決定内容が懲戒処分の可否に関するものであったか否かの確認
- オ 法務大臣が処分の検討に当たり懲戒処分を検討したことの確認
- カ 内閣が懲戒処分の検討をしていない理由
- キ 新聞社が取材のためにハイヤーの費用を負担しているため、事実上ハイヤーは取材対象である黒川 前検事長のために手配されたとの考えに対する法務省の見解
- ク 常習性を判断するために行った賭け麻雀の回数・頻度の調査の有無
- ケ 桜を見る会に関連した背任容疑による内閣総理大臣の刑事告発に限り、東京地方検察庁特捜部が代 理人による告発を受理しなかった理由及びこのような不受理の前例の有無
- コ 黒川前検事長の定年延長をした閣議決定を撤回する必要性に対する法務大臣の見解

## 串田誠一君(維新)

- (1) 黒川前東京高等検察庁検事長の不祥事
  - ア 川原法務省刑事局長は検察官出身か否かの確認
  - イ 黒川前検事長は賭博罪の成立を認識していたのか、あるいは成立は認識していたが起訴されない ということを認識していたのかの確認
  - ウ 賭け金が少額の場合であっても判例では刑法第 185 条ただし書には該当しないと判示しており、
    - 一般人は賭博罪で起訴されているにもかかわらず、検察官は許される理由
  - エ 国家公務員法上の処分と刑事上の処分とは異なるため、黒川前検事長は賭博罪で起訴される可能 性もあるとの理解に対する見解

- オ 賭け金が1回1万円から2万円であれば賭博罪として起訴されないのか否かの確認
- カ 黒川前検事長の賭け麻雀を刑事事件として扱い検察官として建て前を通すべきとの考えに対する 見解
- (2) 検察官の勤務延長
  - ア 検察官の勤務延長の趣旨として、検察官の暴走を止めるためとの説明は間違いであることの確認
  - イ 黒川前検事長の辞任により東京高等検察庁の業務の運営に重大な支障が生じてしまい国民がサイ バー犯罪の危険に直面しているのか否かの確認
  - ウ 森法務大臣はイの答弁において、個別の検察官が捜査している案件の情報を日頃から収集しているということを明らかにしたのか否かの確認
  - エ 黒川前検事長の勤務延長期間を6か月とした根拠
- (3) 立案者が将来自由に解釈変更を行うことができるとなれば、5月27日に予定されている当委員会の 質疑で自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案の解釈 を明らかにしても意味がないとの考えに対する法務大臣の見解